

第三十四回国会 議 院 通 信 委 員 会 議 録 第十八号

昭和三十五年四月二十八日(木曜日)

午前十時四十七分開議

出席委員

委員長 佐藤洋之助君

理事秋田 大助君 理事淺香 忠雄君

理事進藤 一馬君 理事橋本登美三郎君

理事片島 港君 理事森本 靖君

理事大野 幸一君

上林山榮吉君 藏内 修治君

坂田十一郎君 寺島隆太郎君

廣瀬 正雄君 保科善四郎君

三池 信君 渡邊 本治君

出席國務大臣

郵政大臣 植竹 春彦君

出席政府委員

郵政事務官 荒巻伊勢雄君

(大臣官房長) 松田 英一君

郵政事務官 (大臣官房電氣通信監理官)

委員外の出席者

日本電信電話公 大橋 八郎君

社総裁 横田 信夫君

日本電信電話公 大泉 周蔵君

社副総裁 大泉 周蔵君

日本電信電話公 平山 温君

社営業局長 山本 英也君

日本電信電話公 社施設局長 吉田 弘苗君

日本電信電話公 社理事 (經理局長) 山本 英也君

專門 員 吉田 弘苗君

四月二十七日

委員小澤幸君辭任につき、その補欠として木下哲君が議長の指名で委員に選任された。

同月二十八日

委員賀屋興宜君、田中角榮君、星島二郎君及び木下哲君辭任につき、その補欠として三池信君、廣瀬正雄君、保科善四郎君及び吉川兼光君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員廣瀬正雄君、保科善四郎君及び三池信君辭任につき、その補欠として田中角榮君、星島二郎君及び賀屋興宜君が議長の指名で委員に選任された。

本日の會議に付した案件

日本電信電話公社法の一部を改正する法律案(内閣提出第六八号)

○佐藤委員長 これより會議を開きます。

日本電信電話公社法の一部を改正する法律案を議題とし、質疑を行ないます。

質疑の通告があります。これを許します。森本靖君。

○森本委員 さつそくきのうの続きであります。その前に、大臣にお聞きしたいと思ひます。この公社法の改正によりまして外資を導入するということについて、大臣として、一体どの程度まで日本の政府の中における大蔵大臣と話をし、さらにまた対外的にも大臣としてはどういふふうな折衝をしておるか、一つ御説明願ひたいと思ひます。

○植竹國務大臣 最初この問題が起きましてから、大蔵大臣と、私が就任い

たしましてから二、三ヵ月たったころだと思ひますが、昨年の秋の初めに話をいたしました。抵充法については、党の方と電電公社の方と政府と三者一体になって審議を進めた結果、一部は外資に待ちたいということになったのだ。何分一つ御了承、御協力をお願いする、そう申しましたところが、まだそのころは外資についてははっきりした考えが、大蔵当局としては固まってお

らなかった模様でありましたが、しかし考へてみようとということでありました。なお外資は、この電電公社の問題ばかりでなく、まだほかにも外資に待つべきものがあるので、以上のような答えがあつたのでありますけれども、その後、だんだんに、私たちが反復要請もいたしまして、大体了解に進んで参りました。その後、この前の前の委員会でも答弁申し上げましたように、アメリカで、ワシントンに滞在してお

りまして、大蔵大臣の方から電話がかかつて参りました。それでその結果、大蔵大臣と一緒に参りました。その際、外資のことにもむろん話が参りまして、ぜひ頼むと申しましたところ、まあ世銀の方のことははっきりしないけれども、外資を募るといふことについて、大体大蔵大臣としても協力するといったような話がございます。それからアメリカにおきまして会

いました。名前も忘れてしまひましたけれども、向こうの人たちに対して、外債についての向こうの考え方、模範、市場の工合など、私が調べましたところ、大へん電電電話に対する信用状

態が厚い、また日本の電電電話つまり公社に対する信用も厚いという認識を得ましたので、これならば、電話というものについてこれだけの理解があり、日本の電電公社の運営状態についてまた財政状態についていろいろに信用があるならば、かたがた大蔵大臣の方でも馬力をかけてくれるから、これは大丈夫だといふふうな印象を持ちまして、私は帰国いたしました。そこであとの詳細な事務的なことにつきましては電氣通信監理官に主として電電公社、また大蔵事務当局とも事務折衝をいたさせた、こういうふうな経過をとっております。

○森本委員 その経過では具体的な内容についてはあまり深くわからぬわけでありまして、この法案そのものがかなり事務的な問題でありますので事務的に聞いておきたいと思ひます。きのうの答弁では、今回の七十二億の問題については世銀の方はほとんど見込みがない、それで一般の外債においてこれを消化したいといふふうな意味の答弁があつたわけでありまして、しかしこれは本年度の予算における七十二億の問題であつて、かりにこの法律案が通過をいたしましたならば、来年度も再来年度も、この法律案によつて予算上に承認が得られるならば借りる、こういうふうな法的体制になるわけでありまして、いつまでもこれが世銀から借りないといふことにはならぬわけでありまして、将来かりに世銀あたりから借りるといふことになった場合には、やはり世銀からも借りるといふ法律体

系になつておるわけでありまして、そういう場合には世銀からも借り得る、こういうふうな解釈をしていいわけですか。

○松田政府委員 その通りでございます。たとえば、世銀の方がいわゆる外債よりも償還期限は非常に長期でございますし、まああつた各地方の開発のための特別な貸し出し銀行でもありますので、そういうところから借りるということも確かに一つの方法であり、場合によつてはそれがいいといふことも考えられますので、それはそのときそのときの情勢に応じて、借りた方がいいのだという状況になれば借り得る態勢だけはとっておきたい、こういうこととございまして。

○森本委員 借り得る道を聞くわけでありまして、償還期限は長期であるから有利であるといふこととございましてけれども、この前の委員会でも佐藤委員長みずからあなたに質問をいたしておりましたように、世銀の借款については今までも非常に条件がつきまして、しかもその条件がかなり過酷な場合がありまして、あれは火力発電のときの投資でございまして、いつでございまして、相当がんにがらめの条件がついて、日本の経済界に至るまで世論が沸騰したことがありますが、あれからこつちの世銀の借款についてはおそれる、あれほどのことにはないと思ひますが、この前の委員会でも佐藤委員長が発言しておるときにおきまして、たとへば愛知用水公社の場合でもこういうふうな事例があつたといふような

ことを言われておりますし、この世銀の借款については非常にそういう点が懸念をせられるわけでありまして、それについての条件その他についてはどういふようにお考えですか。

○松田政府委員 世銀からの借り入れの場合に、実際問題といたしまして世銀側は、そういう長期の資金を貸し出す関係上、安定した企業あるいは能率的な動き方というふうな点からいろいろ考えがあるようにございますけれども、電電公社の場合といたしましては、いわゆる外債でいくということ、両方考え合わせまして一番いい手段をとって参りたいというふうに考えておるわけでございます。従いまして、ただいま森本先生のおっしゃいましたような妙な制約が電電公社に加わるという場合には、電電公社はそういうものは借りて参らないという覚悟でおりますし、私どもも同様な考えでいるわけでございます。

○森本委員 特に電電公社の場合は、たとえば電話の方式についてもあるいはケーブルにしても、あるいはまたその他の通信施設等についても、一つの条件というものが比較的つきやすいわけですね。かりに自動電話にしてもあるいは搬送にいたしましても、そういう機械についてもある程度の条件がつけやすい。それからまた経営方法等については、これはまた条件がつけにくいわけですが、私が一番懸念をいたしますのは、その通信方式その他についてのいわゆるひもあるいは条件がつくようなことがありはしないか、そういう点であります。かりに世銀から借款をする場合においても、そういうひもつきである場合には一切借款はお断

わりをするというふうな考え方であるならばけっこうであります。この点については一応郵政大臣並びに総裁の方からはつきりと御答弁を承っておきたい。きのうの答弁によりまして、一般の外債そのものについては、経理局長あるいはその他の人から、そういう点についての心配はないという点ははつきり回答になっておりますので、本年度の予算には入っておりますけれども、世銀の点については非常にそういう懸念が強いわけでありまして、その点については大臣並びに総裁の方から一つ明確に答弁をしておいていただきたい、こう考えるわけであります。

○植竹國務大臣 お金を借りるからには、貸す方といたしましては回収の確実性ということから当然条件はつけて参ると存じますが、ただいま森本委員御指摘のような公社の自主性を害するような、不利益になるような、お言葉によりますればひものつくような条件のある場合には、これはどうしても私の監督官庁として受け入れられませんが、さような方針で参ります。

○大橋説明員 ただいま郵政大臣から御答弁のありましたと同様、私も公社の事業の面に不利益な条件がつけられるような場合には借り入れはいたさないつもりであります。

○森本委員 それでこの外債並びに世銀からの借款の場合における条件、ひもつきというふうな点については、一応この委員会において心配がないという答弁があったわけでありまして、そこでの肝心の点に返りまして、この法律が通らなければ交渉あるいは予備折衝もしにくいというふうな

点も確かにそれはうなづけないこともないわけでありまして。特にこの七十二億円のいわゆる外資導入ということが予算折衝でまいった際のいきさつからいろいろ考えてみますと、私も政治的にその辺を考察いたしますと、あなたの方がそういう準備万端完全に行き届いていなかった点については、それは私も横から見ておつて了とする点が多あるわけでありまして。ありますけれども、一応この法律案を提案をし、しかも予算に七十二億というものを組んでおる以上は、一応はこういうふうな見通しを立て、こういうふうな考え方に立つてこれをやりたいと思ひます、という答弁はあつてしかるべきだと私は考えるわけであります。その点については、これは大臣から、これについてどういふ具体的な見通しを持つておるのか、承りたい。

○植竹國務大臣 私といたしましては、外債を募りまして、それによつて外債が成立して、公社が予定の三万加入を増設して合計四十万加入を実施し得ればよろしいので、そこで、それならば具体的に金利をどういふ程度に押えていこうか、発行価格をどの程度に押えていこうか、従つてあるいは利回りほどのくらいであるべきであらうか、またその相手方はどういふふうな予定するであらうかというふうな具体的なことをたゞいまから取りきめましますことは、これもやはり一つの商取引になりまして、それをたゞいまから予定したしておきますことは、かえつて公社外債募集の技術的に非常に悪い影響があつても、いい影響は少なからう、さうに考えますので、これは商取引の常といたしまして、ただいまの

ところ、まだそこまで突っ込んで公社に制約的なことをしないで、自由裁量、思う存分に公社が取引の妙味を発揮し、市場の工合のよいときに具体的契約を結べるようにして、監督者としてあまり追及しない方がりっぱな所期の目的を達成するのだ、そういうふうな考えまして、その程度で外債について了承を与えていた次第でございます。

○森本委員 それでは、ちよつと聞いておきたいと思いますが、この折衝その他については、これは公社が直接やるわけですか。それとも郵政省がやるわけですか。

○植竹國務大臣 むろん公社がいたします。

○森本委員 公社がやりましても、最終的な取りきめというふうな問題については、郵政大臣が一応大蔵大臣と協議するといふようなことはないんですか。

○松田政府委員 もちろん公社はこの交渉をいろいろとやります場合に、途中において郵政省にも相談があると思ひますし、私どももその相談の過程においてはいろいろと相談も受けて参らなければならぬと思ひますが、最終的な形といたしましては、そのまゝ取りましたものを郵政大臣が認可をするといふことで、従いまして、先ほど来非常に議論になりましたような疑問の点が出て参る場合には、私どもが認可できませんので、そういう点は途中で注意して参るといふことになりますが、途中に具体的にどういふ条件でもつていろいろやるかというふうなことについては、極力日本側の有利になるように、公社が役所との連絡もとりながら

具体的に進められるという形になると思ひます。もちろん私どもが認可をいたします場合にも、大蔵省とも相談、協議をしなければなりませんので、大蔵省との連絡も緊密にはかつていかなければならないと考えております。

○森本委員 そうすると実際問題としての金利その他償還計画等については公社が直接やるということになりますけれども、最終的な責任は郵政大臣にあるわけですか。

そこで私がお聞きしたいのは、もちろん大臣が言われましたように、これは最終的には商取引でありますから、そのときの経済的な状況等によつて相当変動も来いたしますし、またこちらの手のうちも全部見透かされるということについてもそれはどうかと思ひますが、ただ予算が七十二億円も組んで、それから五カ年計画、十カ年計画を持つておつて、その資金計画というものも作つておるといふ現在において、一応日本政府は日本政府なりに、電電公社は電電公社なりに一つの計画を持つておらなければならぬ。その計画というものが必ずしも商取引の場合になつて実現するとは限らぬと思ひ。しかし具体的にこの程度の金利で、この程度の償還計画でやつてもらわなければいかぬ、やつてもらいたいといふことは、こちらの計画と合わせてやはり考えておかなければならぬ条件だと私は思ひます。そういう条件は一切たゞいまから始めますといふことでは、何のために予算を組んで何のために五カ年計画を作つたんですか。借りたつてこれは永久に借りられるはずはありませんから、やはりこれは返さなければなら

らぬ。それに利子もつけなければならぬ。そうするとその利子というものはどの程度においてどの程度の償還というものは考えておかなければならぬはずなんです。そういうところの目安というものは郵政大臣としては一体どう考えておるか、こういうことであります。

○植竹国務大臣 それは私も絶えず相場発行利回りの上下というところについては関心を持ってありますし、また政府保証のような立場にありますが借入金につきましてはなおさら政府として関心を持たざるを得ない次第でございますので、ただいまから金利を具体的に監督者、郵政大臣が指示するということは不利だから指示できないとは先ほどお答え申し上げましたものの、やはりその市場価格の高低につきましては常識的な限度があり、また現実的な上下変動の限界があることを十分承知しておりますので、具体的に現在アメリカ市場がどういふ範囲内で上下の低い変動を出しつつあるかということとを承知しておりますので、その範囲内で公社が適当な時期を見て発行するもの、さように了承しております。具体的に申し上げれば、ただいまのところでは利回りが、最近一カ月ばかりの変動を見ますと、大体五分から最高が六分といったような利回りになっておりますが、これがはたして……(森本委員)その場合の償還は「と呼ぶ」それは現在であります。しかしそれは今日までのたった一カ月の間のフラクチュエーションでしかありませんので、これを長い目で見ますればさらに利回りが四分のこともございまして上程をし、また逆に六分を上回ることも

もあろうかと思いますが、今月に入りましてから九十六ドル四分の一くらいは相場も立ったこともあるという事実から見まして、さらに発行価格は工合がよくなるものだろう、今ここですぐ契約すべき時期ではない、さらに好転をねらっておる次第でございます。

○森本委員 現在の金利の高低ということをお私の方では聞いておるわけではない。それはこっちの方で調べればわかるわけでありまして、調べてもわからぬことを聞いておるの、郵政大臣としては七十二億円の外資を入れるというこの予算を組んでおる。それから電電公社の五カ年計画並びに十カ年計画ということも承認をしておる。それからその資金計画もちゃんと作っておる。長期の計画を作っておる。そうすると、この七十二億円の本年入れるところの外債については、大体予算編成上一応その金利というものはどの程度であつて、どの程度の償還計画であるかというこの目安を立てなければ、予算と計画というものはできぬわけなんです。それで、それはどういふ幅があるような予算なり計画じゃないと思ふ。だから、そういう予算なり計画を立てておる限りにおいては、郵政大臣としては、この七十二億円の外資導入について具体的にどういふふうな償還計画並びに金利の点を考えておられるのか。具体的にさういふことを大臣が考えておつても、いざ金を借り入れるといふ場合には、あなたが今おっしゃったように、金利の変動その他金融市場の状況等によつてかなり変わつてくるといふこともあり得る。あつても郵政大臣としてさういふ予算を組んで上程をした。しかもそれが可決になつ

ている。それから電電公社の何カ年計画も承認をしておるということになれば、一応の見通しがなければいけません。その一応の見通しというものはどの程度なのか、さういふことを聞いておるわけなんです。

○植竹国務大臣 金利とか利回りとかいう点につきましては、先ほど申し上げましたので御了承いただきたいと思ひます。償還計画につきましては、確かに御指摘の通り計画を立てておるわけでありまして、具体的なことにつきましては監理官からお答えいたさせたいと思つております。

○松田政府委員 実はこの問題につきましては、予算におきましても、予算総則で七十二億の限度において外債が発行し得るといふ根拠規定だけを作つております。従つて、それに伴います詳細なものというものはできてないわけでございますけれども、ただ、私も考えておりますのは、でき得るならば長期債で参りたい。従つて、長期債といふことになりまして、普通は大体十五年程度のものでございまして、途中で短期債あるいは中期債といふようなものの段階を経て、長期債といふことも考えられないわけではありせんけれども、その場合には通常利子はもつと安くなるのでございまして。従つて、それはいわば一時の便法といふことにもなります。結局最終的には十五年、場合によつてはそれ以上の長期にわたつて借入金返されていくという形においての償還といふことで考えて参れば、利率も先ほど来お話がありましたように日本の市場へ出しますよりは安いといふふうなことを考え合は

せまして、公社としての資金計画なりあるいは実行計画に支障なくやつていけるというふうな考えておる次第であります。

○森本委員 本年の七十二億というものは、さつき私が予算編成のときのことにいつて言つたように、七十二億をくつたただけであつて、本年はこれからゆつくりやりますという答弁になつてゐる。だけれども、五カ年計画であつたか十カ年計画であつたか忘れられけれども、その計画の中には、何万個の電話を、資金はこれこれで作るといふことが載つておるわけなんです。その資金を作るについては、国内でどの程度作つて、国外でどの程度作つて、その償還についてはどうやるという計画をもう一ぺん初めから説明して下さる。そうすると、これはちつとも話にならぬ。初めから電電公社の五カ年計画をやり直して下さい。一つも明確にはさういふ資金計画もちゃんと作つてあつたはずなんです。その資金計画の中

で、借りる金は大体どの程度、その金利はどの程度、その償還はどの程度だといふ見通しを持っていないければ、あの五カ年計画はさういふことにならぬ。だからその点を一つ説明して下さい。

○山本説明員 公社の方で第二次五カ年計画の拡大改訂をいたしましたときに、森本先生御指摘のように、今後三カ年間に毎年百八億程度、三カ年で合計三百億程度を外資に仰ぎたいという資金計画を作りましたのは御承知の通りでございます。その際に、利子あるいは償還期間等どういふ工合に考えておつたかということにつきまして

は、昨日もちつとお答えを申し上げましたように、当時におきましては、外債発行が可能であるかどうかという点についてまだ確たる予想を立てることができませんでした。従ひまして、一般的に申しまして、国内で募債をいたしますときの条件よりも悪いものを国外から外資をもつて調達いたすということは、資金のコストの面から考えましても、また日本の国際収支というよりな面から考えましてもあり得ないことだと考えましたので、その当時の計画といたしましては、国内におきまして発行いたしました政府保証債と同条件のものの一応勘考いたしておつた次第であります。ただし、そのときにおきましても、計画上は現在におきまして政府保証の公債の発行条件並びに償還期限といふものを予想いたしましたとして、収支計算及び資金計画を作つております。しかしながら、当時から私も考えておりましたのは七分で、期限七年、満期償還七年、現在の政府保証債より有利な条件でできるであらうといふことを予想いたしておつたわけでもあります。ちなみに、昨日、何らの予想もなくさういふことを公社の方で計画をしてお話でございましたので、具体的な折衝はまだ米国の市場の業者等とはやつておらないといふことを申し上げたいのであります。公社の腹づもりといふことにつきましては、当時から若干考慮しておつたこともございます。具体的でないかもしれませんが、一応当時公社として考えておりました点をお答え申し上げますのは、何しろ戦後公募の外債を発行いたしますこと

は、昭和六年に台湾電力株式会社が五分五厘で米貨公債を発行して以来のこととございます。そこで、昨年の二月日本の国債が米貨債として発行されました。これがおそらく日本の外債といふたし、これは戦後唯一のものであらうかと思ふのであります。こういった状況でございますので、もちろん電電公社にとりましては、外貨債は初めてお願いいたしましたものでございます。それともう一つは、森本先生の御指摘のように、電電公社といふことは、今回三十五年度限りの問題として外債の調達というのを考えておいたわけではなくて、今後もあり得る調達源として、国際資本市場にまで広げていきたいという考えを持っておりまして、今後の前例とも相なるものであるという点十分考慮をいたしておいたわけでありまして、それともう一つは、ただいまも申し上げましたように、日本といふことは、政府を除きまして、公共企業体あるいは民間会社といふものを通じて社債を公募いたしますことはおそらく初めての例にも相なりますので、日本の経済的な信用とかそういうようなものの一つは代表銘柄とも相なるわけでございますから、この発行条件につきましては慎重の考慮をいたす必要があるというところを当局からも指摘されておいたわけでございます。そういうような状況にございまして、具体的にこれこれというふうなことを、にわかに公社として腹づもりを作るといふことについては慎重な考慮を要するといふことはよく存じておいたものでございまして、具体的な折衝に入れなかつたという事情のほかに、公社としてどういう予想を

立てておいたかという点につきまして、明確なこれこれというふうな予想を持つてはおらなかつたのでございまして、しかしながら、ただいまのお話のように、公社といふことは、すでに三十五年度の予算におきましては、七十二億圓というものの外債の発行をお認めをいただきましたので、ぜひとも四十万加入というものの増設計画を完遂して参りたいと存するのであります。その意味から申しますれば、ただいま申し上げましたような点を、慎重に考慮をいたさなければならぬのではございまして、ぜひ今年度内に外債の発行というところの実現を期待いたしておるわけでありまして、それからもう一方、具体的にどういう目安というものを予想し得るかという点につきましては、昨年一年の間にございまして、アメリカの市場におきまして、外国の社債、外債が成立いたしました件数は、六件ございまして、日本の国債はその一つでございます。それから二月にはデンマークの国債がございまして、それから五月にはジャマイカの、これも政府債がございまして、それから同じく五月には、イタリアの、これは政府保証債が、南イタリアの開発復興計画公債というふうなものに對しましての外債が成立いたしておりました。それから九月には、オーストラリアの、これも政府債が成立いたしておりました。それから十二月になりましたが、フランスの不動産銀行のようものが、住宅建設資金に對しましての外債が成立いたしておりましたが、これらを通観いたしますと、大体日本の政府債の発行条件というものは、昨年一年間を通じて、最良の条件を持つて

おります。最良と申しますのは、どういふ意味において最良であるかと申しますと、発行時におきましますところの応募者の利回りが、日本の場合は期限が十五年でございまして、表面利率は、昨日申し上げましたように五分半でございまして、発行価格が九十八ドルになつております。従いまして、応募者利回りは五・七％、五分七厘に相当いたします。デンマークの場合は、これが五分七厘五毛一糸、一番高いのがジャマイカでございまして、六分二厘一毛五糸、それからイタリアが五分七厘五毛一糸、オーストラリアが五分七厘五毛、フランスの場合は五分八厘五毛五糸という具合に、日本の政府債というものが、一番いい条件を持つて、昨年一年間のうちにございまして、アメリカにおいて発行された外国債の条件といたしましては、考えたのは、信用あるいは企業の信用力というふうなものもございまして、けれども、日本の政府債を発行されますときには、非常な苦心を払われまして、日本国として、今後の外資導入というふうな面にも十分な御配慮があつた上で御折衝の結果、割合に好条件をもつて募債ができたという具合に考えておるわけでありまして、従いまして、公社も、金利の情勢その他の変動条件はいろいろ考慮いたさなくてはならないのでございまして、なれないのではございませうけれども、できるだけ、政府保証債としては初めてのものではございませうけれども、この日本の政府債に準じた条件というものを獲得できるならば、国際的に考えましても、また国内的に考えましても、発行条件として

はあるいは満足すべきものではないかと考えておいたのであります。ただ公社といたしましては、なるべく資金コストとしては安いものといふことを一つの事業経営の面から念願いたしますので、日本の政府債以下での発行条件というものが取りきめられることができれば、はなはだ望ましいことではございませうけれども、実情上はなかなか困難かと考えておるのであります。なお、日本政府が発行されました昨年の一月、二月というところよりは、最近のアメリカにおきましますところの金利情勢というものは、じり高を続けまして、本年の二月ごろには一番最悪の条件であつたように聞いております。今後市場の情勢というものは、先ほど大臣からのお話にもございまして、いろいろな思ひまわりの生ずることと、発行条件につきましましては、ただいま申し上げましたようなところを基準にいたして考えていきたいと考えておる次第であります。

○森本委員 非常に親切丁寧な長い答弁でありましたが、まあ終わりの方が大体の要点でありましたが、その答弁にも全面的に満足するといふわけにはいきませうけれども、長い答弁でございまして、一応了承というところまで一つ先へ進めていきたいと思ひます。それでは、次に一つお聞きしたいと思ひますが、これの具体的な発行というところについては、いつごろの時期を考へておりますか。

○山本説明員 ただいまお答え申し上げますように、今年に入りましてからは、アメリカの市場の状況というものは、必ずしも好転をいたしておることは考えられない。むしろ二月、三月のころがトップであつたようにも考えられるのであります。三月、四月になりましたら、若干これが時期を失したといふようなことも聞いておりますので、この発行時期につきましては、公社といたしましては、なるべく年度のうちの早期といふことを希望いたしておりましたけれども、やはり市場の状況等も十分勘案いたしまして、無理のないところで今後の将来のことも考えまして、条件のいいところで発行をしていきたいという具合に考えております。

○森本委員 条件のいいところで発行ということですが、これは公社に聞くより大臣に聞いておきたいと思ひます。今の公社の説明で、条件の一番いいときといふことになりまして、条件の一番いいときが来年度の三月の二十日ごろでも年度内ですが、実際にその金が公社に入ってくるのが三月ごろでしたら、これは実際問題として何にもならぬと思ふ。それでも入った方が入らぬよりも、来年度の関係でまゝであるといふことになれば別でございませうが、そうなりますと、来年度の予算編成といふことについては、非常に考へてみなければならぬといふことになつて、大蔵省あたりとの関係があまり有利にならぬといふふうにも考へるわけでありまして、これは一体いつ公社に金が入つたらいといふふうに郵政大臣は考へておるのでしょうか。

○植竹国務大臣 一番好条件のときに発行してお金が入ればいい、それは損得から参りますれば、そういうお答え

になると思います。それからまた、工事を進めるといふ観点から、いつお金が入ったらいかにということになります。なるべく早く入った方がけつこうだと思ひます。しかし、なるべく早くと申ししても、国内における調達資金がおかきさまでまだ相当潤沢でございまして、結局において三万増設するかしないかが、この外債の役割でございまして、そう急ぐと申しますか、あせつてはいないわけでありまして、またあせつた態度をとりましては非常に不利になると考えておられます。だから、年度内に入ればよろしいという結論になります。ただいま……。

○森本委員 来年の三月三十一日まで……。

○植竹国務大臣 そういふことになりませんが、しかしそれは公社の方のストックの工合もありますし、それから工事が進むにつれて、どんどんお金が出て参りますものだから、そこいらのところは雨期に入るとか、あるいは乾燥期に入るとかによりまして、工事の進捗状態にも多少は影響がございまして、その工事の進捗状態と外債の市場の状況とを見計らいましたときに、お金が入るべきものだ、今こゝで何月が一番いいのだということは申し上げかねるわけでありまして、ただいま一年ずつと通算して日本の米貨公債の利回り関係を見て参りますと、先ほど山本経理局長から御報告申し上げましたように、一、二、三、四月の初めというのが一番悪いように思われまして、たゞいますぐ外債を募集することは時期でないと思ひます。まだまだ好転して参ると思ひます。現に四

月十四日の相場によりまして、五分八厘六毛になっております。そして昨年度の日本の外債が五分七厘といたことでありますから、一厘六毛差がございまして、まだまだ先のことで十分間に合ひ、さうに考えております。

○森本委員 いや私が特に大臣に聞いたのは、七十二億というのには予算に組んであるわけですか。いずれ年度内に金が入つてきて償還しなければならぬわけですか。あなたが言うように、一番いい時期が二月になって、二月に入つてきたのでは、実際の場合に公社の資金繰りからして困るといふことになった場合、たとえば予算に組んであるから、これが十一月なら十一月にはこの金はどうしても要る、しかし実際はこれを発行するのは、二月なら二月でなければ条件じゃない、そういう場合に郵政大臣としては、政府の閣僚ですから、政府が一時借入金なりあるいは国内で一時これを借りておくなら借りておくというよりなことを保証しておるかどうか。

○植竹国務大臣 その場合には、臨機の処置を講ずる必要がある場合には講じなければならぬと考へますが、ただいまの予想では、この相場の変動を見ますと、まだまだ好転して、さういふ処置をとらなくても、電電公社はりっぱに借り入れていくことができるので、さうに予想して参ります。万が一の場合には、先ほど申し上げましたように、それは政府といたしまして、公社の工事がやりいふような措置をまた相談していかねばならぬ、さうに考へます。

○森本委員 公社の方と相談して云々でなしに、郵政大臣として、これが実

際に発行がずつとおられて、具体的に資金繰りに困つたという場合については、一時借入金というところについては政府が保証するかどうか。あなたの答弁だけじゃ困る、大蔵大臣とあなたが協議をして、そして話をした結果の答弁というところでなければつじつまが合わぬわけですか。私がさつきから言つておるのは、予算編成の当時から状況を見た場合に、さういふことが言えないとも限らぬ、これから先の将来を見た場合に、だから、あなたの言動について、この委員会において、かりにこの発行がおくれて公社の資金繰りその他について困るといふ場合には、政府が責任をもつて一時借入金でやらす、そのことを明確にしておいてもらへばけつこうです。

○植竹国務大臣 どのみち予算の総則がございまして、そのうち、そのワックをはずしましては郵政省としてはいかんともできないわけでありまして、その総則のワック内におきまして、政府として適当な処置をとらなければならぬ、さうに考へておられます。なお具体的なことにつきましては監理官からお答え申し上げさせていただきます。

○松田政府委員 実はこの七十二億の外債分につきましては、森本先生も御存じのように、予算総則で定められておりまして、従つてこの金ができまして、たゞいま、それに見合つていふゆる弾力案として、政府がその使用を認可していくという形になりますので、法律的と申しますか、あるいは予算的に申しますと、この金が入らないからといって、そのための一時借入金ということでは事業計画をふやして参るといふことには実は参らないわけでございます。

す。従ひまして年度の間に、この予算総則に基づきまして極力外債の交渉を私どもとしては公社に促進するようにはいたしまして、そしてめどをつけ参りたい。そのめどがついて、いろいろと特別の措置を考えなければならぬときには、またそれについて考慮して参りたいと思ひます。

○森本委員 だから、初めから私が予算の編成のときのいきさつからいつて、それなら、この際はつきり郵政大臣に聞いておきますが、予算は七十二億として外債を組んだ以上は、確実に七十二億というものが三十五年度の予算内において資金ができて、そして三万個必ず増設できるという自信がありますか、またさう必ずやりますか。

○植竹国務大臣 今のところではそれを予測して予算も組み、また御審議願つておるわけでありまして、これはアメリカ市場のことでありまして、どうして不利だといふことになりまして、その有利な条件で発行した限度内で弾力的に、三万個の架設には到達いたしませんで、三万七千個以上のできるだけの分量を増設架設していきたい、さういふ方針であります。

○森本委員 それなら三月の二十日ごろ借り入れた場合にはどうなりますか。それから三万個増設を急遽やり直すといふことになるのです。

○植竹国務大臣 そういふことになるといけませんので、できるだけ三月に参らないうちの適当な、市場の動向と見合つて発行する、三月に迫りましては、その資金を使い得る限度内においては、工事を進めるはかないわけでありま

○橋本(登)委員 関連。森本委員の質疑はさういふところにあると思ひます。最も有利な条件で電電公社としては外債を募集したい、それがために年度内に金が入らない場合、といふのは二月一ぱいにさういふような話し合いができたけれども、実際上金が入るのが三月に入るとか、あるいは三月下旬になる、さういふ場合には、政府は入るものとして、それだけのものを借入金ができるかどうかということが一つ。

もう一つは、これは国内債の場合にもあり得るのですが、外国の金融市場が逼迫して、当分の間外債が不可能である、さういふ状況が出たときには、全体で四十万個ですが、その三万個の全部ができなことがあり得るのではないか。といふのは、この前の場合においてもあつたのですが、国内の金融状況が悪くて、政府は電電公社に対して国内債の発行を一部停止したときがある。それと同じようなことが外債の場合においてもあり得るのではないか、その場合にはどうするのだ、三万個のうち一万五千やるとか二万やるとか、さういふ問題が出てくるだろうが、そこをどうするはつきり区別して答弁されれば、それで了解されるだろうと思ひます。

○松田政府委員 この問題につきましても、実際の予算的な措置といたしましては、年度内にこの発行ができますれば、その発行額を見合ひいたしまして支出予算を認可いたしますので、それがあつては実行年度内に仕上がりませんでも、それは繰り越しとして来年度に持ち越されますので、本年度四十万という計画は、あるいは実行上四

十万まで参らなくても、本年度の計画を四十万として、次年度以降にやっていける、来年度予算は来年度予算としてまた別に組むという形になるわけでございます。それから弾力条項を出します場合は、これ以外に、たとえば本年度の電電公社の経営実績に基づきまして、もちろん弾力条項も出し得るものでございますから、その辺のところをならみ合わせまして、もし早期にある程度やれるような模様でございますれば、その面からの弾力条項も出せるわけでございますし、この問題について限りますれば、できれば年度内にそれに従って支出予算を認可いたしまして、もし非常に迫っておりますれば、そのうちの幾らかは来年度に繰り越されたいと思つても、計画としては四十万一応作れるというふうになるわけでございます。

○橋本(登)委員 年度内に外債契約ができなかった場合に、三十五年度の外債というのは、交渉中、継続中であつても効力を失ふことになるのですか。

○松田政府委員 どうしてもこの発行ができせん場合には、予算総則上の問題としての繰り越しはできませんので、現実にはできませんでした繰り越しが、認可いたしましたれば繰り越しができる、こういうことになるわけでございます。

○橋本(登)委員 それをもう少し具体的に御答弁願ひたいのでありますが、今度の外債は二千万ドルですか、そのうちの二千万ドルが年度内にできた。残り一千万ドルが次の四月三十日、日本の会計年度では三十六年度になるのですが、そういう引き続いて断続的に

発行する場合には、全体的な当初の契約さえできれば、実際上の売れ行きが次年度にまたがっても、それは有効なものとして扱うことができるかどうか、その点の御答弁をいただきたい。

○松田政府委員 本年度内に発行額の確定したものの以外のものでございまして、繰り越しがこの予算総則の形においてはできないというふうに私も考へております。

○橋本(登)委員 たとえばボストンからボストン商会と三月二十日に二千万ドルの契約ができた。けれども、実際上の発行は、今度はそれをボストン商会の方へ売り出すのでしようから、実際上の電電公社の外債が売れたというところ、二千万ドルを引き受けたというところは時期的に違ふのだらうと思つて、電電公社が一人々々の人に向かつて外債を買つてくれというのではなくして、おそらくシンジケートなりボストン商会なりが二千万ドルを引き受けたという契約をするに違ひない。それから向こうが、アメリカで売るなりあるいはスイスで売るなり、フランスで売るなり、こういうことでもって売らる。そうすると、ボストンからボストンという向こうの責任者と二千万ドルの契約ができたものをもつて、いわゆるこれを国内債の引き当てにし得るのか、それとも、実際上の公債が売れた分だけが引き合ひになるのか、その点どういふお考えか。

○松田政府委員 これはアメリカにおける扱い業者が引き受けをいたしました場合には、それで発行は成立し得るのでございまして、あとはその引き受けたものから外部へ売りに出すという

形になりますので、それは別の問題というふうに考へております。

なおその手続関係につきましては、電電公社の側から御説明申し上げたいと思ひます。

○橋本(登)委員 そうしますと、例でいへば、ファースト・ボストン商会が発行を引き受けた場合は、それをもつて予算総則上の発行とみなす、従つて実際上それが三月一ぱい売れなくとも、四月に売れても、それは予算総則上には影響はない、年度内に発行されるものとして引き続いて工事が行なわれる、こういうことですか。

○松田政府委員 ただいまの問題は、公社の方から発行手続の実際の状況を御説明いただければいいんじゃないかと思ひますが、引き受けますと、その金は当然引受者の責任において公社側に入ることになるわけでありまして、あと、引き受けたものが金を出したあとと補てんと申しますか、自分の中でのやりくりとしてよそに売りに出すわけでございますので、公社の中に入ってくる金は、引き受けによつて完了するというふうに考へております。

○橋本(登)委員 今の監理官の説明でいいと思ひます。というのは、外債の場合、従つて向こうでプレミアムがつくつかないかという問題が起つてくる。その場合において、どのくらいで契約するか知らぬが、五分五厘なら五分五厘の契約をした。それだけを日本政府に支払う、電電公社に支払うということになりまして、ボストン商会としては、それ以上に売る場合もあろうし、それで売らなくちやならぬ場合もあろうし、あるいはそれを下回る場合には、ボストン商会で一時立てかえ

て電電公社に払ふということになつてくると思ひます。その場合はそれでよからうと思ふのですが、それで発行ができない場合は、いわゆる契約できない場合には一応予算総則で削れる、こういうことになるのです。従つて、三万個のものは十分にはできない。これは国内公債の場合にもあり得るのであります、その場合は予算の実際上の修正ということになると思ひますが、そういう意味でなら私は了解をいたします。

○森本委員 今の点もう一べん、しつこいようであります、大事な点でありますから、念を押しておきたいと思ひますが、その発行を引き受けた場合、その業者から直ちに公社の方に金が入るわけですか。

○山本説明員 ただいまのお話で、橋本先生のお話のように、引受契約ができましたと、三日なり一週間の後には、債券の代金の払い込みを公社側の財務代理に對していたしますので、その後引受証券業者が小売りといひまして売りに出すということと、発行とは関係ございません。正確に申し上げますれば、債券の代金を公社側に払い込んだときをもつて発行と考へるのが至当だらうと考へます。

○森本委員 ややこしい答弁よりも、引き受けたら金が入るか入らぬかというのを聞いておる。

○山本説明員 三日ないし一週間内に入るといふことが通常の例でありまして、一カ月も二カ月もかかることは絶無のうちに考へております。

○森本委員 そうすると実際問題として、業者が発行を引き受けた場合に、

電電公社に金が入るまでの期間はどれくらいになりますか。

○山本説明員 大体三日ないし一週間。

○森本委員 そうなりますと、この場合もう一つ電電公社に聞いておかなければならぬわけでありまして、三十七万個の電話の架設の計画というものは、きのうの営業局長の答弁では、大体それを十二に割つたような形のものやるといふことでありましたが、もしそういうことになりましたと、三十七万でありますから、かりにこれが二月にできたということになりますと、三月に少なくとも普通の倍以上を急遽つけなければならぬ、こういうことに事実上なると思ふ。この外債の発行と電話を架設して行くところの計画というものをやまい工合にやらぬと、これは混乱をすると思ふ。その辺の営業局並びに経理当局との関係がきわめて緊密にいつていないと、要するに公社の幹部当局が混乱するだけならまだいいですけれども、末端の現業の第一線が非常に混乱するおそれがあるわけですが、予算総則からいふた場合に、これはその年度内につけなければならぬわけでありまして、それを実際上使用するということになりますと、実際に金は入つたけれども、その金の範囲内においてこれだけの能力しかないからこれだけしかつけない、余つた金は来年度の金に繰り越すんだというふうな考え方に公社が立つておるとするならば別であります。しかしこの七十二億というものを全部本年度内に消化をせしめようというふうになりますと、実際のその架設計画というものとこの資金が一体いつ入ってくる

かということと非常に関連があると思  
う。その辺の具体的な問題については  
どうお考えですか。

○大泉説明員 架設のこまかい具体的  
計画は、地方の責任機関であります通  
信局に命じてやらしてあるのでござい  
ますが、今年度のやり方といたしまし  
ては、今の外債引き当ての三万の問題  
もございまして、できるだけ早期に  
三十七万の開通を得るために、でき  
たらば十二月ごろまでには大かたでき  
るよう努力してみたいということ  
を指令してあるわけでございます。従  
いまして三万の追加は早く見通しがつ  
きますならば、追加は可能ということ  
でございます。

○森本委員 そういうことであるなら  
ば、これは大体支障なくいくと思いま  
すが、三十七万を大体十二月までにつ  
けるようにということですが、それ  
は実際に自信がありますか。

○大泉説明員 昨日もちょっと御説明  
申し上げましたように、新しくできる  
局等が、年度ずつとばらまいてありま  
すので、全部が十二月までということ  
は間に合わないのでございますが、そ  
ういうものを除きまして、一般のもの  
につきましては、今までにおきまして  
もできるだけ早期に開通するようにと  
いうことを努力しておるのでございま  
して、今回におきましても、特に大き  
な建設ということもございまして、み  
んなその点で万全の手配をやってお  
るわけでございます。ただ昨日もお話し  
になりました四月のおくれ等がござい  
ます。この点につきましては、ただ上  
期くらいには追いつきたいとみんな意  
気込んでおりますので、ただいまのと

ころ私は十分うまくいくと考えており  
ます。

○片島委員 一カ月おくれただけでも  
相当のおくれですが、それにまた三万  
個という問題があるのですが、そうす  
ると四半期別とか、もっと極端に言え  
ば月別の——月別では無理かもしれま  
せんが四半期ごとの建設の計画でも、  
四十万といえども局舎の建築があ  
るし、市外線の増設もあるだろうし、  
あるいはマイクロなどもありましてし  
、あるいはそういうものがないとす  
ぐ電話をつけるだけというよりなとこ  
ろもありまして、ただ個数だけ  
からどうこう言ってみたら、始め  
られないわけですが、資材関係その他の  
受け入れ態勢というもので、これは  
やはり四半期別の計画というものが  
できておるのでしょうか、大体のとこ  
ろ。今からなら追いつきたい——  
きのう私が質問いたしましたのは、四  
十万個を十二で割れば一カ月平均三万  
三千三百三十三、もう四月はとうとう  
やらなかつたのでありますから、十  
一カ月で割れば三万六千三百六十三  
で、十一カ月の間に、四月に普通月別  
の平均をやつたとした場合よりも、十  
一カ月毎月三万三千三十三ずつに分け  
なければならぬように、もう一カ月のお  
くれだけでどうなつておるわけですか。  
これが非常に無理ではないかと思  
う。無理でないというならば、当初の  
予算というものが非常にゆとりのある  
ものであつたのではないか、こういう  
ことを私は昨日質問したわけですが、  
局舎関係、市外線の増設、マイクロな  
どの問題についても、この進行状況に  
ついての一つの計画というものがその  
通りいかぬ場合がありまして、た

とせば改式などが組合との関係でおく  
れるとかいつたような問題もありま  
しょう。しかしどうでもころでもこれ  
でやりたいという年間計画というもの  
があると思うのですが、それはござい  
ますか。あれば一つ出していただきたい  
い。

○平山説明員 お答え申し上げます。  
三十五年度の工事の段取りをどうい  
うふうにしてやっていくのかということ  
に關するお尋ねだと思つてございま  
すが、今先生のおっしゃいましたよ  
うに、この四月まだ少し残つておりま  
すが、加入者開通工事がおくれたのは  
ないか、従つてそれによつて全体の工  
事をやっていくのに支障があるのでは  
ないか、こういうお話だと思つてござ  
います。私もいたしましては工事を進めて  
いきます場合に、電話局を作りました  
り、あるいは中の機械を置いたり、あ  
るいは線路を架設してつたり、ある  
いは今お話のありましたように市外回  
線、マイクロを作つてつたり、いろ  
いろな工事があるわけでありまして、そ  
ういふふうな、私どもの言葉で言いま  
す基礎工事というものと、それから  
いよいよ加入者開通の工事をやつてい  
く、営業の方で電話局の窓口で加入  
者の申し込みを受理したものを今度い  
よいよ加入者開通の工事をやつてい  
くわけでありまして、基礎工事につぎま  
しては私もいたしましては年間計画  
で、四月もほとんど、ほかの方のこと  
で影響されずに計画を立てて仕事を  
やつておるはずでございます。また四  
月の結果は報告を受けておりませんけ  
れども、やつておるはずでございます  
す。問題はあとの開通工事の問題でござ

ざいですが、なるほど今おっしゃいま  
したように四月が当初予定したほどに  
はいき得ないわけでございますから、  
その分だけどこかにしわが寄るだろ  
う。もしそれがやれるとすれば最初の  
計画が余裕があつたのではないかと、こ  
ういふ話になると思つてございませ  
んが、意味において先生のおっしゃる通  
りでございますけれども、しかし全国  
のいろいろな各所でやつております開  
通工事、そこで年度ごとに見ますと、  
あるいは局所ごとに見ますと、やはり  
理想的には平準的にやるのが理想でござ  
いまして、今までの例でいきますと、  
いろいろな関係でやはり部分的に  
は少しづつ無理をしてやつておるとい  
う場合も全然なきにしもあらずでござ  
いますので、私もいたしましては、こ  
れが二カ月も三カ月もおくれるとい  
う何か支障があれば別でございますけれ  
ども、まだ年度当初のことでございます  
から、これからのあとの計画という  
ものを調整していくということにより  
まして十分本年度の工事もやつてい  
ける、かように考えております。

○片島委員 先ほど営業局長の語では  
本年の末ごろまでに全部やつてしま  
いたい、このぐらゐの意気込みだとい  
うことになる、基礎工事の方はさらに  
それよりも先に完了してしまわなけれ  
ばならぬということになるのですが、  
またこの外債発行はまだ確定したもの  
ではなくて、先ほどの問答では三月に  
入つてから、あるいは三月の終わりに  
なるかもしれない、できないかもしれ  
ない。そうすると非常にあなたの話  
が、基礎工事は平準にやられておる  
が、開通工事というのは集約的に大き  
な、一べんにやつてしまふこともあ

う。四十万個やつたら、あとやらぬで  
いいわけですから、三十七万個やつた  
ら、本年度の予算では外債が入らなけ  
ればあと三万個やらない。そうすると  
三十七万個を四月はやらぬで五月か  
ら十二月までやつてしまふ。最初の  
予算を出したときには四月から三月ま  
でやる。それで外債はその中にいつ  
入ってくるかわからないから、それを  
平準化したような形でやるというつも  
りだつたと思つてございまして、三十  
七万個をわ  
ずか五月から十二月までやつてしま  
うということになると、非常にあなた  
の方は弾力性のある工事能力を持つて  
おるといふことになりまして、それで  
すか。実際そうだとするならば、来  
年度の予算において私たちが非常に考  
えなければならぬ。三万や五万は問題で  
はないじゃないか、ちよつと馬力をか  
けたら去年の例から言へば問題じゃな  
いということになる。ところがあなた  
の方はわざわざ外債七十二億ドルまで  
借りて三十七万個をよけに増設しよう  
という。そういうときに五月から十二  
月まで三十七万個はつけてしまおうとい  
うような馬力だ。こういうようなこと  
では非常に矛盾をすると思つてござ  
いまして、どうですか。

○平山説明員 お答え申し上げます。  
先ほど私がお答え申し上げました基礎  
工事というものの間に、本年度の加入  
者開通工事に直接関係あります工事も  
ございまして、もっと具体的に申し上げ  
ますと、本年度新しい自動電話分局を  
作つたり、あるいは従来自動式でな  
かつた電話局を自動式に改式しまし  
て、そこにまた先ほどお話しした加入  
者開通三十七万あるいは四十万の一部  
の加入者開通をやるための基礎工事も

ざいます。またことしは開通工事とは必ずしも直接は結びつきませんが、来年度以降の加入者開通工事のためのいろいろな基礎工事もございます。ですから、工事全体として見ますと、いろいろな種類の工事がございますので、工事の点から見ますと、あるいは外債があつたところか、あるいは三十七万を十二月までにやる場合に、非常に無理がかかるというようなことは、ほとんどないと申し上げて差しつかえないと思ひます。問題は、その加入者開通工事をいつどの局でやるかということの問題だと思ひますが、これにつきまして、基礎工事をやりまして、そこで加入者を開通する場合に、私どもの方の工事を担当しておる者から言いますと、毎年々々同じ電話局に工事をやって、そのたびごとに機械を置くというところは、実際上設計の面からいきまして、工事をやる上におきまして、私どもの立場からいへば、非常にやりにくいということに相なります。そこで、やはり基礎工事をやりますときには、できれば二、三年の余裕をもつてやりたいというよりなことで、できるだけ集中的にやろうというのを、本年度は特に考えておりますが、今までも、若干そういふことはやつてきておるわけであります。そういうことを考えますと、集中的に工事をやるということでありますが、裏から申し上げますと、ある局についていへば、少し余裕があるのじゃないか、こういう場合もあるいは出るかと思ひますが、またそういう見方も一つの見方として成り立つかも知れませんけれども、私どもとしましては、全国の各電話局におきまして、加入者の御要望に

よってこれだけの予算できめられた工事をやっつけていくというために、今のようになら一つの局所につきましては、少しづつ集中的に工事をやりたい。また、そういうふうな計画しておりますのだから、で、今申し上げましたように、四十万と三十七万、約一割程度の開きはあるべきわけでございますが、ここでその工事をやっつけていくにつきまして、その程度の調整というものは、実際上は、工事の面からいけば、やっつけていけると存じております。具体的にどここの局にいつやるかということとは、通信局で具体的な計画を立てておりますが、先ほど申しましたように、基礎工事全体というものは、一応加入者開通工事というものの計画との関連はありますけれども、一応工事は別個に進められておりまして、加入者開通工事そのものにつきましては、先ほど申しましたように、各局所における基礎工事というものに對して若干の余裕をもってやっておりますので、全体の工事を完成する上には支障がない、かように存じております。

○片島委員 えらいくどくど御説明になつたけれども、基礎工事ができなければ、開通工事はできないわけですね。まず第一に聞きたいのは、あなたの方は、三十七万個をつけるのに、どこでもつければいい、基礎工事ができておつて開通工事をやれば加入者がつくといふところ、やれるところからやる、実際はこういふふうに理想的にはやりたいけれども、三十七万個をこなすためには、もうつくところからどんどんつけていく、積滞は大してないけれどもそこにつける、しかし、積滞が非常に多いから何とか基礎工事をや

りたと思ったが、それがおくれたところはあと回しにする、個数さえこなせばいいというのかどうか。もしそうでなくて、やはり基礎工事と合わせ全国的なあなた方の年度初頭の計画に基づいて三十七万個というものをばらまいていくということになれば、基礎工事と開通工事はやはり並行していかなければできないわけですね。年末までに三十七万個を全部つけようとすると三十七万個を全部終らなければ、基礎工事もそれまでに全部終らなければできないわけです。それから先は来年度以降の仕事をやっていければいいのである、こういうことになりますか。

○平山説明員　お答え申し上げます。私の言葉が少し足りませんで、十分御理解いただけないように存じますけれども、たとえ基礎工事の中でも、市外回線を作る、同軸ケーブルを作り所をしたりあるいはマイクロの中継所を作ったりいたしましたのは、必ずしもことしの三十七万あるいは四十万の加入者開通工事と直接結びつきませんで、来年度以降あるいはもっと先にわたっての市外回線、加入者がふえてきた場合の市外回線をまかなうための基礎工事でございますので、そういう点はことしの加入者開通工事が、十二月まで三十七万とかあるいは年間四十万というよりなことで直接関係なしに、工事が進めて参れると思っております。ただいま先生のおっしゃるのは、問題は、自動の例で申しますと、市内の自動電話局の開局が、もし急がなければ、十二月までに三十七万やるということもできないではないかというような意味のお話だと了解するわけでございますが、先ほど申しましたように、加入者

開通工事といえますのは、ことし新年にできる電話局につける場合もありますし、今までにできている局において加入者を開通するものもあるわけでございします。そこで、すでにでき上がっている局の分につきましては、あまり影響がないと申し上げていいかと考えます。問題は、ことしできる局が、もつと端的に言えば、正月ごろにできる局に入れる予定の加入者開通工事を、電話局が一月にできたのは十二月には加入者開通工事ができないではないか、こういうような意味かと思いますが、確かにその点につきましては、一月にできる予定の局につきましては十二月までにはできない、こういうことは申し上げられる、その通りだと思います。ただ、もう一つは、できるかどうかというお尋ねがございましたが、それはもちろん、私どもとしては多くの加入者に御迷惑をかけておるわけでございますから、できるだけ積滞の多い、またむしろ営業面からいって優先順位が高い、早くつけてあげなければいけない加入者を先に工事するのが当然でございします。ただ現実問題としては、やはり施設の余裕がなかったり、電話局が一ぺんに全部できないとか、あるいは線路の方が一ぺんに手当がでないというような施設の余裕がないために、優先順位が高い加入者であっても、その部分では翌年回しになって、多少、相対的に言えば少し低い順位のほかの局の方に先に回るというようなことはあるわけでございますが、もちろん私どもとしては、一番順位の高い電話局から順に工事を急ぎまして、その方の加入者が早く開通するように努

力はいたしておりますが、結果的に見ますと、必ずしも順位通りにだけは参らない。これはやはり設備をやつていきます場合に、全国の電話局に一斉に手をつけるわけには参りませんので、何年に一ぺんずつ順繰りに手をつけていきますので、そういう工事上の都合から、若干の加入者側の御要望に沿わない点もやむを得ず出てくるということとは、一つ御了解を願いたいと思ひます。

○片島委員 三十七万個というものを、あなたの方で予算を編成されたかからには、どこにどのくらいつけるという計画がなければ、こういう三十七万個というものをばく然とここに持ち出すということにはならぬだろうと思ひますが、大ざっぱに言つて、各通信局別のこの配分、さらにはまたこの電話局別の配分というものは、計画を立てる前に資料があるのですか。

○大泉説明員 ただいまここには持ち合わせませんが、実は通信局別の計画というものは全部ございませう。各電話局ごとのものは、通信局で計画をいたしております。私先ほど申し上げました点で少し言葉が足りなかつたかと思ひますが、先ほど施設局長が申しました通り、局を作らなければならぬものにつきましては別といたしまして、現在の設備で端子増設なりあるいは既設設備でできるものはできるだけ十二月ごろを目途として努力するように指令していると申し上げたのでございまして、今申しましたような局舎を作らなければならぬといったものは、もちろん三月ごろにならなければできないものもたくさんあるわけでございます。それ

で例年でもできるだけつけ得るものは早

く取り上げるように言つてはおりますが、特に今年度はあとの三万の追加があるということを考へまして、できるだけ早目にということをやつておるのでございます。実は、開通だけでしたら、四十万となりますと一カ月三万平均以上のものでありますので、一カ月もあればできるわけでございませうが、おっしゃつたような基礎設備等の関係もございまして、できるだけ早目にということでも申しした次第でございます。一般のものをできるだけ早く目にやつていきますれば、外債の関係の見通しがつき次第基礎的な設備の方も、たとえば端子増設等はさらに早くできるものと私は考へてゐる次第でございます。

○森本委員 この問題、今の施設局長、営業局長の答弁を聞いておつても、まだなかなか納得しがたい点があるわけでありますが、これをやつておりますとかなり時間がかかりまうので、次へ進みますが、これは私申し上げておきますけれども、そういう實際につける計画、それから施設の計画とこの外資の導入される時期その他については、将来非常に重要な問題を含んでおると思つてあります。そういう点についてはまた平生の通信委員会あたりでも十分やつていきたい、こう思ひます。

次に大臣にお聞きしたいと思ひますことは、今回の公社法の一部を改正する法律案において公社債を発行するわけでありまして、元来ならば私の考へとしては、できれば政府債を発行して、政府から公社に貸付をするというふうにしたい方がよいのではないか。これは一般の、たとえば鉄鋼とか火力発電とかいうものなら別として、やはり電電公社というより公共企業体においては、しかも政府出資でやられておる事業体については、私はそういう方がより有利じゃないかという気がするわけでありまして、電電公社債というふうな形のものを行つて、政府債と比べてどういふ点で有利であるか、その点を一つ大臣からお聞きしたいと思ひます。

○植竹国務大臣 公社が一つの公共企業体となりましたからにはその自主性を尊重いたしまして、また政府の方でやりまうよりは、公社の方が自由裁量の企業体として活動が活発にできますので、資金の調達にあたりまして、保証という面については政府があつて押したすといふ面については、実際の事務手続、募集の時期の選定等は自由裁量な公社の操作にまかした方が有利であらう、さうに考へております。

○森本委員 その有利なというのは、どこが有利ですか。先ほどの総務局長の答弁でもありますが、公社債よりは政府債の方がずっと向こうには有利になるわけですが、信用その他の条件からいって、だから、あなたが公社債にしろ、政府債にするよりも公社債にした方が有利なというのは、どこが有利か、具体的なことを御答弁願ひたいと思ひます。

○植竹国務大臣 信用程度につきましても、電信電話そのものに対する信用が非常に厚いので、これは政府が募集いたしたとしても、公社がいたしたとしても、ことに政府が保証いたします以上は、そしてまた先取特権等もまきまつておられますので、別に公社が不利だとは思ひません。積極的の有利だと申し

ますのは、先ほど申し上げましたように、すべての操作の点におきまして公社の方が、一つの企業体が経済活動いたします方が、政府が活動いたしますよりは、と案にできるのは申し上げるまでもないし、またそれが民間会社となりますればなお調達にいくわけでございます。民間会社よりは公社の方が容易でございますし、さらに政府となりましてはなお法律に縛られて窮屈になるわけでございますから、その点から申しまして、政府そのものが操作に当たりますよりも、企業体である公社の方が活発な活動ができる、また自由裁量、いつ外債を発行しようかといふたような裁量をいたしますときにございまして、公社の方が活発な措置がとれる、さうに考へます。

○森本委員 政府の場合だったら、さういふ発行できるというよりなことはできぬのですか。

○植竹国務大臣 そういふふうな条件で国会の御承認を得ておられますればできるわけでございますが、とかく政府がやりまうことは、組織が大きいだけに何をやりますとも、政府がやりまうよりも組織の小さい企業体がやりまう方が活発にいくことは、これはもう各国共通の例でもあり、日本でも決して繁文縟礼といふことではありませんが、企業体がやりまう方が自由調達にいくことは言ひまでもないところでありませう。

○森本委員 そんなものだったら政府が保証する必要はないわけであつて、先ほどの総務局長の答弁でも、政府債の方が金融市場においても有利だといふことを言つてゐるわけですが、だから、私がさつきから聞いてゐるのは、くどくどした説明は要らぬのです、公社債と政府債と比べた場合公社債の方が有利だといふのは、端的にどこが有利か、自由調達にやれると云うが、政府も自由調達にやれるはずですが、それから信用の度合いといふことになれば政府債の方がずっといい、金融市場において、だから、ばく然と、公社は商売だから政府よりはその方が有利だらうなんといふことは答弁にはならぬ。しかしこれ以上やつたところで、大蔵大臣でない、郵政大臣に聞くことが無理な質問でありますから私はやめますが、さういふ大臣の答弁では、これはほんとうを言うならばとても通りません。やはりもつとしっかりした政府債と公社債の違いといふものを明確にしなければ——これは公社に聞いてもいいが、もうあえて聞くのをやめまうけれども、さういふ点は、端的にこのことが有利なら有利だといふふうな指摘をしなければならぬと思ひます。それからまた、政府のこういう事情において公社債をやつた方がいゝと考へて政策的にこうなつた、こういう理論が政府、大蔵省の中にはあるはずだ。その理論を私は聞きたかつたわけでありまして、それはもうここまではやめまう。

次に、これは公社法の改正には直接関係ないと思ひますけれども、公社のことでもありますが、ちよつと聞いておきたいと思ひます。沖繩にマイクロが伸びてゐると思ひますが、この現状をちよつと御説明願ひたいと思ひます。

○平山説明員 沖繩のマイクロの話であります。電電公社といたしましては、すでに国会の御承認もいたしておりますが、奄美大島までのマイクロを現在工事計画で建設中でございます。大体今の予定でございますと、三十五年程度中にでき上がる予定でございます。問題は、奄美大島と今度は沖繩との間でございまして、これについて、マイクロの回線を作つてほしいといふ沖繩の方から非常に熱心な要望を受けてゐるわけでございます。沖繩のどこから受けてゐるかといふと、やはり琉球に電電公社がございまして、電電公社の方から熱心な要望がきております。その一つの理由は、現在沖繩との間の電話回線が短波でやつておりまして、質、量ともに必ずしも十分でない、そこでマイクロによるいい回線をほしいといふことが第一の理由。それからもう一つは、沖繩の方にもテレビの会社がございまして、内地でもぜひ見たい、こういうふうな希望もあるわけでございまして、さういふ話もございまして、これを私どもとしては協力したいという気持は持つておりますけれども、まだこれを具体化していくにつかましては、なおいろいろ準備をし、あるいは打ち合わせする点もございまして、現在の段階で申し上げられるのは、さうなことでございませう。

○森本委員 奄美大島までの分についての回線はどうなつておるわけですか。何ルートで、それから電話回線については何チャンネルというふうな格好になつておるんですか。

○平山説明員 回線数はちよつと今記憶しておりませんが、電話一

は、すでに国会の御承認もいたしておりますが、奄美大島までのマイクロを現在工事計画で建設中でございます。大体今の予定でございますと、三十五年程度中にでき上がる予定でございます。問題は、奄美大島と今度は沖繩との間でございまして、これについて、マイクロの回線を作つてほしいといふ沖繩の方から非常に熱心な要望を受けてゐるわけでございます。沖繩のどこから受けてゐるかといふと、やはり琉球に電電公社がございまして、電電公社の方から熱心な要望がきております。その一つの理由は、現在沖繩との間の電話回線が短波でやつておりまして、質、量ともに必ずしも十分でない、そこでマイクロによるいい回線をほしいといふことが第一の理由。それからもう一つは、沖繩の方にもテレビの会社がございまして、内地でもぜひ見たい、こういうふうな希望もあるわけでございまして、さういふ話もございまして、これを私どもとしては協力したいという気持は持つておりますけれども、まだこれを具体化していくにつかましては、なおいろいろ準備をし、あるいは打ち合わせする点もございまして、現在の段階で申し上げられるのは、さうなことでございませう。

ルートをとる計画でやっております。  
なお御要望があれば、すぐ調べればわ  
かりますけれども……。

○森本委員 電話を一ルートとする場合に、普通の六十チャンネルの分か、あるいは百二十チャンネルの分か、それをちよつと聞いておきたい。

○平山説明員 六十チャンネルでございます。

○森本委員 この問題も別にやることにいたしまして、大体この法案に対する私の質問を終わりたいと思います。が、私のきのうからの質問にもありましたように、公社債の発行の時期によりましては、電電公社の事業計画にもかなり影響してくるわけであります。

それからまた監理官の説明がありまし  
たように、発行時期を誤りますと、  
全然本年度以外には使えない、こうい  
う格好にもなるわけであります。その  
場合、来年度の予算編成の場合に、そ  
の三万というものがかりに繰り越され  
たというような格好になりました。も  
おそらく来年度の建設計画というもの  
がそれだけ削られるという格好になろ

らぬと思つたわけでございますが、さらに先ほど来の世銀の借款の問題についても、本年はございませぬけれども、来年度以降については非常に関心を尽したなければならぬ点が多いわけであります。こういう点については、まだ質疑を続行するところの内容がありますけれども、時間の関係で、一応私はこの程度で質問を打ち切りたいと思ひます。ただ私は質問の最後として、あえてこの法案についての討論は行ないませんので、はっきりと申し上げておきたいことは、こういう点をいろいろ追及いたしておりますので、必ず私たちが反対をする理由というものが明確になってくると思ひますけれども、時間の関係上、並びにこれは与党の諸君にも協力を申し上げて、私の質問はききようで終わりたいと思ひますので、特に今申し上げた点については、実施設階、実行上の段階においては十分一つ配慮願つてやっていただきたいということを強く私は要望いたしまして、これに対する質問を終わりたい、このように考えます。

は、この前の暫定指置法のときも申し上げましたが、合理化の進展に伴いまして、労働過重といったような問題なども、当然これに加わるることによつて出て参りますので、あえて反対討論というような形はとりませんけれども、政府の現在までの答弁によつては私たちは納得ができないということだけは、ここに質問の最後に申し添えておきたいと思ひます。

○佐藤委員長　ほかに質疑もないようでございますので、本案に対する質疑はこれにて終了いたしましたと思ひますが、御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○佐藤委員長　御異議なしと認め、本案に対する質疑は終了いたしました。

○佐藤委員長　これより討論に入るわけですが、討論の通告もありませんので、これより直ちに採決に入ります。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○佐藤委員長　起立多数。よつて、本

○佐藤委員長　ほかに質疑もないよう  
でございますので、本案に対する質疑  
はこれにて終了いたしましたと思います  
が、御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」  
○佐藤委員長 御異議なしと認め、本案に対する質疑は終了いたしました。

○佐藤委員長　これより討論に入るわけですが、討論の通告もありますので、これより直ちに採決に入ります。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔贊成者起立〕

○佐藤委員長 起立多数。よつて、本案は原案の通り可決いたしました。

この際植竹郵政大臣及び大橋電公社總裁より発言を求められております。これを許します。

○樞竹國務大臣 この公社法の改正につきまして、今日までの皆様のお審議に對しまして深く感謝をいたす次第でございます。御質疑中に御指摘になりました数々の点につきましては、十分尊重いたしまして、この外債がりっぱに発行されて、皆様方の御心配がないように一生懸命に監督指導して参る所存でございます。まことにありがとうございます。

○大橋説明員 公社法の改正につきましては、さつそく御決議いただきましたまして、まことにありがとうございます。質疑応答の際に種々いただきました御意見につきましては、十分御趣旨を尊重いたしますして、今後の施行に遺憾なきを期したいと思っております。まことにありがとうございます。

○佐藤委員長 本案に関する委員会報告書の作成につきましては、先例により委員長に御一任を願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」  
○佐藤委員長　御異議なしと認め、さ  
よう決しました。

次会は來たる五月十日火曜日午前十時より理事会、十時三十分より委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

〔參照〕

日本電信電話公社法の一部を改正する法律案(内閣提出第六八号)に関する報告書

〔別冊附録に掲載〕